

■測量法第43条（測量成果の複製）

公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受ける状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

○承認が必要な場合

- ・測量の用に供する場合
- ・刊行する場合
- ・インターネット等により情報を提供する場合（複製の承認が認められないもの）
- ・複製しようとする測量成果に対し、何ら手を加えずに全く同じもの（独自データの付加、データの一部切り出し等がされていないもの）を複製しようとする場合
- ・山陽小野田市が行う地図等の刊行及びインターネット提供を害するおそれがあると認められるもの。

■測量法第44条（測量成果の使用）

公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

- ・測量成果を複製した者が、複製品を測量に用いる場合
- ・測量成果に対し、大量の情報の付加もしくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであつて、新たに作成される測量成果が複製しようとする測量成果とは別種の測量成果と判断される場合（使用の承認が認められないもの）
- ・申請手続きが法令に違反しているもの
- ・当該測量成果を使用することが当該測量の正確さを確保するうえで適切でないもの。

○承認を得ずに出所の明示をして利用できる場合

- ①作成する成果物が地図としての利用を想定していないもの
 - デザインとして製品へ印刷する場合
 - 作図ソフトで作成した簡易的なもの。イラストや絵地図など誇張表現されているもの
- ②作成する成果物を不特定多数の者に提供しないもの
 - 私的利用、学校その他の教育機関、会社内など組織内での利用
 - 特定の者に対して提出する申請書、報告書の添付資料や説明資料として利用
 - 一時的な資料として利用
 - 論文、試験問題として使用
- ③作成する成果物が測量成果としての正確さを要しないもの
 - 博物館等における展示物として利用
 - テレビ番組で使用
 - 書籍、パンフレットへの地図の挿入（地図帳、折込地図を除く）
 - 緯度経度等の位置情報を有しない成果物の作成に利用する場合

※出所の明示が技術的に困難な場合など、やむを得ない場合には説明ページや説明書に記載することも可とする。

「この地図は、山陽小野田市作成の都市計画図 2,500 分の 1 を使用したものである。」

「この地図は、山陽小野田市作成の都市計画図 2,500 分の 1 を加工して作成したものである。」